

令和6 年度重要事項説明書

社会福祉法人三瀬保育園

施設運営主体

事業者の名称	社会福祉法人三瀬保育園
代表者の氏名	理事長 安 田 かよ子
法人の所在地	佐賀市三瀬村三瀬2769番地
法人の電話番号	0952-56-2058

利用施設

施 設 の 種 類	認定こども園（保育所型）							
施 設 の 名 称	三瀬保育園							
所 在 地	佐賀市三瀬村三瀬2769番地							
電 話 番 号	0952-56-2058							
管 理 者 名	園長 安田かよ子							
利 用 定 員	定員合計	20名	3号	10名	2号	10名	1号	10名
利 用 定 員 （ 年 齢 別 ）	0歳児(3号)		3名		3歳児(2号)		3名	
	1歳児(3号)		4名		4歳児(2号)		2名	
	2歳児(3号)		3名		5歳児(2号)		5名	
	3, 4, 5歳児(1号)			10名				
自 己 評 価 の 概 要	職員による保育内容等の自己評価を実施							
第 3 者 評 価 の 概 要	受診実績なし							
職員への研修の 実 施 状 況	内部研修年20回 外部研修年30回実施（WEB研修含む）							
認 可 年 月 日	昭和37年2月22日							

施設の目的・運営方針

事業の目的 入園のしおり保育過程に詳細が書かれています。

理念 入園のしおり保育過程に詳細が書かれています。

施設・設備の概要

敷 地	全体	自己所有	967.84㎡	借地	1,052.73㎡
	園庭	887.80㎡			
建 物	構造	鉄筋コンクリート造ルーフィングぶき平家建て			
	延面積	527.77㎡			
施設の内容	乳児室	1室	保育室	3室	
	ほふく室		遊戯室	1室	
	調理室	1室	幼児用トイレ	2カ所	
	調乳室	1室			

職員体制

令和6年4月1日 現在

	職務の内容	常勤	非常勤
園 長	園務、所属職員の監督、渉外	1人	
副 園 長	園長の補佐、命を受け園務の一部を整理	1人	
主 幹 保 育 士	園長の命を受け園務の一部を整理、園児の保育を行う	1人	
主 幹 保 育 士	園長の命を受け園務の一部を整理、園児の保育を行う	1人	
保 育 士	命を受け、園児の保育を行う	5人	2人
栄 養 士	命を受け、園児の食についての業務を行う	1人	1人
調 理 師	命を受け、園児の食についての業務を行う		
放課後児童 健全育成事 業 指 導 員	命を受け、放課後児童の保育を行う		1人

保育を提供する日

開 園 日	月曜日から土曜日
開 園 時 間	7時30分から18時30分までの11時間
休 園 日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日

保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次の通りとします。

保 育 標 準 時 間 認 定	保 育 時 間	7時30分 から 18時30分 まで
	延 長 保 育 時 間	18時30分 から 19時 まで
保 育 短 時 間 認 定	保 育 時 間	8時30分 から 16時30分 まで
	延 長 保 育 時 間	7時30分 から 8時30分 まで
		16時30分 から 19時 まで
教 育 時 間 認 定	保 育 時 間	8時30分 から 16時30分 まで
	延 長 保 育 時 間	7時30分 から 8時30分 まで
		16時30分 から 19時 まで

※ 上記保育時間以外の時間帯においてやむを得ない理由により保育が必要な場合は、延長保育を提供します。延長保育の利用にあたっては、お支払いただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働大臣告示、平成30年4月1日施行）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

①	上記7に記載する時間において保育を提供します。
②	三瀬村に唯一の保育園である特色を生かし、地域とのつながりを大切にする保育を実施
③	一時預かり保育、障がい児保育、子育て相談、放課後児童健全育成事業等を実施

食事の提供

① 食事の提供方法

2名の栄養士・調理師による自園調理

② 食事の提供を行う日

開所の日、毎日食事の提供を行います。

献立表は毎月のお便りで別途お知らせします。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食
0歳児	その子の状態に応じて適宜(ミルク、離乳食)		
1, 2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃
3歳以上児		11時30分頃	15時頃

③ アレルギー対応状況

アレルギー、その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、できる限りお子さんに合わせていきますので、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。

除去食及び代替食に対応しています。
食物アレルギー対応マニュアルあり。

① その他衛生管理等

集団給食施設届出を佐賀県へ提出しています。

大量調理施設マニュアル基準に沿って衛生管理基準の作成を行います。

日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（毎月）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

利用料金

① 特定保育に係る利用者負担（保育料） 2号・3号

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

② 特定保育に係る利用者負担（保育料） 1号

園へ直接お支払いいただきます。

保育料の納入は口座振替をご利用ください（口座引き落とし日は金融機関によって異なりますのでご確認ください）。
ただし、納付書による納入も可能です。

③ 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等（実費負担）

④ ①②③に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については別途お知らせします。

*保護者会の会費の徴収があります。

利用の開始について

当園では、佐賀市の利用調整に基づき当園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

1. 利用の終了について

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- ① 利用乳幼児が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ 市外に転出するとき
- ④ 長期欠席(連続で2ヶ月)するとき
- ⑤ その他

嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

① 内科

医療機関の名称	佐賀市立国民健康保険三瀬診療所
院長名	西 智子医師
所在地	佐賀市三瀬村藤原
電話	0952-56-2001

② 歯科

医療機関の名称	佐賀市立国民健康保険三瀬診療所
院長名	大川内祥子歯科医師
所在地	佐賀市三瀬村藤原
電話	0952-56-2001

緊急時の対応方法

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める消防計画・避難計画により対応
--------	---------------------

避難訓練	火災、地震、不審者を想定した避難訓練を毎月1回、同時に消火訓練を実施
------	------------------------------------

防災設備	自動火災報知器	ガス漏れ報知器	非常通報装置
------	---------	---------	--------

避難場所	佐賀市三瀬村三瀬公民館
------	-------------

虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- ① 年に1回、職員に対して虐待防止研修を実施(行政が実施する研修会に出席)
- ② 虐待防止マニュアルの作成、運用

賠償責任保険の加入

当園では下記の保険に加入しています

保 険 会 社	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	
保 険 の 種 類 (名 称)	賠償責任保険	
保 険 金 額	死 亡	20,000,000円
	障 害	
	通院 (1 日)	
	入院 (1 日)	
保 険 会 社	日本保育協会	
保 険 の 種 類 (名 称)	保育園総合保険	
保 険 金 額	死 亡	3,000,000円
	障 害	9万円から300万円
	通院 (1 日)	3,000円
	入院 (1 日)	4,500円

保育内容に関する相談・要望・苦情

受付担当者	副 園 長	安 田 淨 仙
受付責任者	園 長	安 田 か よ 子
利 用 時 間	開所時間中	
連 絡 先	電話	0952-56-2058
	Fax	0952-56-2098
第三者委員	藤 原 道 博	栗 原 誠 喜
	0952-56-2346	0952-56-2614
	社)三瀬保育園監事	社)三瀬保育園監事
受 付 方 法	面接・電話・文書等の方法	

別表

1 保育の提供に要する実費にかかる利用者負担金

令和6年4月1日 現在

定期集金 内訳			令和6 年度予定	
種類	金 額		内 容	
副食費	1人につき	毎月	5,500円	3歳以上児のみ1人につき（減免制度あり）
主食費	1人につき	毎月	500円	3歳以上児のみ1人につき
フッ化物 洗口料金	1人につき	年間	600円	3歳以上児の希望者のみ 月割りなし
観劇料	1人につき	年間	500円	角笛シルエット劇場 バス+観劇料（さくら・ばら）
			1,000円	劇団すぎのこ観劇料
負担金	1人につき	年間	440円	佐賀県保育会保護者負担金 年間 200円
				学校健康センター保護者負担金年間 240円
保護者会費	1家庭につき	年間	600円	保護者会運営に伴う年会費（ボランティア費を含む）
在園・卒園 記念品費	1家庭につき	年間	6,000円	
月刊誌 （3歳以上児）	1人につき	毎月	470円	フレーベル キンダーブック 2
以上の金額を定期集金として保護者の申出口座より引落致します。（毎月・一括選択可）				
用品代	1人につき	年度当初		年齢や購入希望で変わります・夏服（現金支払い）

2 延長保育にかかる利用者負担

1回につき 200円 （保育短時間利用の場合は、朝、夕方それぞれで計算されます）

- ※ 保育標準時間の利用の場合 18時30分から19時までの利用
- 7時30分から8時30分までの利用
- ※ 保育短時間利用の場合 16時30分以降の利用
- 7時30分から8時30分までの利用
- ※ 教育時間利用の場合 16時30分以降の利用